

東かがわ市告示第 73 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、犬の登録手数料、狂犬病予防注射済票交付手数料及び狂犬病予防注射手数料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

東かがわ市長 上村 一郎

委 託 先 高松市国分寺町福家甲 3871-3
公益社団法人 香川県獣医師会

委託事務の範囲 犬の登録手数料、狂犬病予防注射済票交付手数料及び狂犬病
予防注射手数料の徴収事務

委 託 期 間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで